

## 直方市ホームページ広告掲載要領

### (目的)

第1条 この要領は、直方市有料広告掲載に関する要綱第4条（平成19年2月直方市告示第16号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、直方市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（市ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載者の指定するホームページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

### (掲載の基準)

第3条 市ホームページに掲載することができる広告は、要綱第3条の規定によるものとする。

### (規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 天地 40 ピクセル
- (2) 左右 150 ピクセル
- (3) データサイズ 10 KB 以内
- (4) GIF 形式（アニメーション可）

### (リンク先ホームページの範囲)

第5条 広告のリンク先ホームページが次の各号のいずれかに該当するものであるときは、広告を掲載しない。

- (1) 要綱第3条第2項各号に掲げるものを含むとき。
- (2) 市ホームページと類似のデザインを用いるなど、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるとき。
- (3) 掲載されている内容が、市政を連想させる分野であって一般的な表現を用いるなど、閲覧者が市の事業であると錯誤しやすい内容を含むとき。
- (4) 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするもので、要綱第3条第2項に掲げる内容を含むホームページを閲覧者にあっせん、又は紹介しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、直方市有料広告審査委員会（以下「委員会」という。）が、市ホームページからリンクすることが不適切であると認めるとき。

### (掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠につき月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(掲載場所)

第7条 広告の掲載場所は、トップページのあらかじめ指定した場所とする。

(掲載数)

第8条 広告の掲載数は、原則として1広告掲載者当たり1枠とする。ただし、委員会が必要と認める場合は、この限りではない。

(掲載位置)

第9条 広告の掲載位置は、要綱第6条第3項に規定する優先順位に従い、委員会において掲載位置を決定する。

(掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、月の初日から月末までの1か月を単位とし、その年の年度末までを限度とする。

(募集方法)

第11条 広告掲載の募集は、毎年2月に次年度分の広告を市ホームページ及び市報により行うものとする。

2 年度途中で掲載広告に空きが生じた場合は、当該年度分の広告を随時募集するものとする。

(広告案)

第12条 要綱第5条に規定する広告案は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定した規格の広告案のデータを格納した磁気媒体
- (2) リンク先ホームページのURL及びそのページの内容がわかるもの

2 広告案は、申込者の責任と費用において作成するものとする。

(変更の申出)

第13条 広告掲載者は、2か月以上継続して広告を掲載するときは、広告内容の変更を求めることができる。

2 前項の規定により広告内容を変更する場合は、変更分の掲載を希望する月の初日に行うものとする。ただし、委員会がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により変更を求めるときは、変更分の掲載を希望する月の初日の20日前（その日が休日日に当たる場合は、その前日）までに、変更を希望する広告案を提出しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(広告掲載者の届出義務)

第14条 広告掲載者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) リンク先ホームページのURLを変更するとき。
- (2) リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。

- (3) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (4) 広告掲載者、広告の内容等が、要綱及びこの要領に抵触することとなったとき。  
(内容等の変更の要求)

第15条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページが第3条から第5条までの規定に抵触していることが判明したときは、広告掲載者に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

- 2 広告掲載者は、市長の求めに応じて、自己の責任及び負担において広告の内容等の変更を行わなければならない。

(掲載の取下げ)

第16条 広告掲載者は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

- 2 広告掲載者は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により申し出なければならない。

- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に必要な事項は、委員会において定めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。